



2009年度
金融窓口サービス技能検定

1級 学科試験

金融商品コンサルティング業務

実施日 2009年5月24日(日)

試験時間 10:00~12:00(120分)

注意

1. 本試験の問題は、テラー業務との共通編と選択科目編（金融商品コンサルティング業務）から構成され、問題数は共通編20問（×式10問，四答択一式10問）と選択科目編30問（四答択一式15問，語群選択式（四肢）15問）の計50問です。
2. 筆記用具，計算器具（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
3. 試験問題については，特に指示のない限り，2008年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
4. 試験時間中は，乱丁・落丁，印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
5. 不正行為があったときは，すべての解答が無効になります。
6. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
7. その他，試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には，試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後，試験監督者が解答用紙を回収しますので，着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は5月24日（日）午後5時30分以降，当会のホームページに掲載します。

（<http://www.kinzai.or.jp/answer/kinmado.html>）

7月1日（予定）に受検者全員に合否通知書を送付するほか，当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

（<http://www.kinzai.or.jp/ginou/>）

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区南元町19 TEL 03-3358-0771

共 通 編

1. 問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。

金融商品の販売等に関する法律＝金融商品販売法

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律＝独占禁止法

2. 問題文中の「一般投資家」は、金融商品取引法で規定する「特定投資家」以外の投資家をいいます。

【第1問】 次の各文章(1)から(10)まで)を読んで、正しいものまたは適切なものには を、誤っているものまたは不適切なものには を、解答用紙にマークしなさい。〔10問〕

(1) 投資者保護基金は、金融商品取引法の規定により設立される機関であり、投資者の保護を図り、証券取引に対する信頼性を維持することを目的としている。日本国内で営業を行うすべての「第一種金融商品取引業(有価証券関連業に係るものに限る)を行う者」は、日本投資者保護基金に加入している。

(2) 外国投資信託とは、日本の法令に基づいて外国において設定された信託であって、投資信託に類するものをいい、外国投資信託が国内で公募される場合には、投資者保護のため、金融商品取引法のディスクロージャーに関する規定が適用され、また、内閣総理大臣に届出を行わなければならない。

(3) 債券の最終利回り(単利)は、次の計算式により算出される。

$$\text{最終利回り(％)} = \frac{1 \text{年当たりのクーポン収入} + \frac{\text{購入価格} - \text{償還価格}}{\text{残存期間(年)}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

(4) 特定口座を開設している居住者は、特定口座内に保管されている上場株式等の譲渡による所得については、取引ごとに源泉徴収するかしないかを選択することができる。

(5) 生命保険業務において、生命保険契約の締結、契約者貸付、契約者変更、満期保険金・年金・解約返戻金支払等の取引が発生した場合、現金等による200万円を超える取引の場合、仮名取引やなりすましの疑いがある場合には、原則として、本人確認を行う。

(6) 医療保険の入院給付金や手術給付金は、被保険者本人ならびにその配偶者、直系血族、生計を一にするその他の親族が受け取る場合には、非課税になる。また、医療保険の入院給付金や手術給付金を受け取った者が保険料を負担していて医療費控除の適用を受ける場合には、受け取った給付金を「保険金などで補てんされる金額」として、実際に支払った医療費から差し引く必要がある。

(7) 年金払積立傷害保険の補償内容は傷害による死亡と(重度)後遺障害であり、補償期間が保険料払込期間に限定されている保険である。

- (8) 金融商品販売法は、金融商品販売業者等の重要事項についての説明義務が免除される場合として、顧客が、金融商品の販売等に関する専門的知識および経験を有する者として政令で定める「特定顧客」である場合、商品の仕組みやリスク・手数料などの顧客の投資判断に必要な情報を記載している書面を本店または営業店に備え置いている場合、重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があった場合の3つを規定している。
- (9) 個人顧客Aは、金融商品を販売する事業者であるBから、過去の数値データ等を示しながら、「相場の変動があるので絶対に元本割れしないわけではないが、この投資型の商品はいままで元本割れをしたことはないので、今後も元本割れはしないだろう」との説明を受けたので、当該商品を購入することにした。その後、この商品が元本割れした場合には、Bの説明が断定的判断の提供に当たるため、Aは、消費者契約法に基づき、契約を取り消すことができる。
- (10) 銀行等が顧客に融資を行うに際して、保険加入の申込みや投資信託等の購入を要請し、これに従うことを余儀なくさせても、それが融資の条件であることを融資契約書上に明示しなければ、独占禁止法上の「優越的な地位の濫用」に当たることはない。

【第2問】 次の各問(11)から(20)まで)について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔10問〕

- (11) 銀行の取扱業務の拡大に関する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。
1. 金融業務の国際化と自由化の流れに伴って、銀行に対する業務規制が緩和され、さまざまな改革が進められてきたが、元本保証のない金融商品の窓口販売開始もその1つである。
 2. 銀行の取扱業務については近年大幅な緩和策がとられ、預金・為替・融資等の業務に加えて、証券業務をはじめ、生命保険・損害保険に係る業務など、一定の制限はあるが広範囲の業務が認められている。
 3. 銀行の取扱業務の拡大については、単に銀行が取り扱うことのできる商品の範囲の拡大にとどまらず、銀行代理店の要件緩和や持株会社・子会社の活用等の組織形態の自由化・多様化による促進も行われている。
 4. 金融規制緩和の一環として銀行の取扱業務の拡大が進められてきた背景には、これまでの消費者・顧客保護を重視する政策を変更して、個人の自己責任と銀行の国際競争力強化を重視する政策に方針転換したことがある。
- (12) 金融機関が破たんしたとき、預金保険による付保預金額を算定するためには、同一の預金者が当該破たん金融機関に有する複数の預金口座を合算する名寄せが必要となるが、この名寄せについて、次のうち最も不適切なものはどれか。
1. 個人名義の預金については、夫婦・親子などの家族であっても、それぞれ別の法的主体であるため、それぞれ別に名寄せされるが、家族の名義を借りたにすぎない預金等は、他人名義預金として保険金支払の対象外となる。
 2. 団体名義の預金等については、団体が法人である場合や「権利能力なき社団・財団」に該当する場合は、その団体が1預金者として取り扱われる。
 3. 預金者が個人事業主の場合には、事業用の預金等と事業用以外の預金等は、別個の預金等として取り扱われる。
 4. 法人でもなく、また「権利能力なき社団・財団」とも認められない任意団体名義の預金等は、その団体を構成する各構成員の預金等として、各構成員のほかの預金等とともに名寄せされる。

(13) 未成年者との取引について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 未成年者と融資取引をする場合であっても、その者が婚姻をしていれば、民法上、成年と同様に扱ってさしつかえない。
2. 未成年者との融資取引は、法定代理人の同意を得て行うか、または法定代理人の代理により行うことができる。
3. 未成年者の法定代理人であることは、戸籍謄本や戸籍の全部事項証明書を徴求することによって確認することができる。
4. 未成年者が所有する土地に親権者である父親を債務者とする抵当権を設定する契約は、親権者である母親が単独で未成年者の法定代理人として行うことができる。

(14) デリバティブを組み入れた投資信託について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 証券投資信託は、その信託財産の運用に際し、信託約款等に定められた範囲で、先物取引、オプション取引、スワップ取引などを利用することができる。
2. 金融商品取引法では、公募の証券投資信託の信託財産の運用にあたってデリバティブ取引を行う場合に、各取引等の評価損の合計額が証券投資信託の純資産額の50%未満となる範囲で運用することを義務付けている。
3. プル・ベア型の投資信託とは、各種指数・資産価格等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む）を目指し、デリバティブをヘッジ目的以外に用いて積極的に投資を行うものをいう。
4. デリバティブを利用した信託財産の運用では、デリバティブのレバレッジ効果により、少額の資金によって多額の原資産を売買した場合と同じ経済効果を期待できるが、場合によっては多額の損失を被る危険性を有している。

(15) 株価1,200円、1株当たり純資産額800円、1株当たり税引後利益40円、1株当たり減価償却費10円の株式会社における各種の株価指標を計算した場合、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 株価キャッシュフロー倍率（PCFR）は、40倍である。
2. 株価収益率（PER）は、30倍である。
3. 株価純資産倍率（PBR）は、1.5倍である。
4. 自己資本利益率（ROE）は、5%である。

(16) 銀行等による生命保険販売に関して、いわゆる融資先販売規制・担当者分離規制等が適用される場合について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 融資先販売規制では、事業性資金の融資先およびその代表者と役員、従業員が契約者となる契約のみが対象となる。
2. 個人年金保険（法人契約は除く）は、融資先販売規制の対象外である。
3. 顧客が住宅ローンの融資審査期間中であることを知りながら、当該顧客に保険募集をすることは禁止されている。
4. 担当者分離規制は、特例に該当しない場合に、事業性資金の融資担当者が一定の保険契約について保険募集を行ってはならないことを意味している。

(17) 保険契約のクーリング・オフについて、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 変額個人年金保険の申込者が、保険契約を申し込もうとする保険会社の募集代理店である金融機関の営業店に対して、あらかじめ保険契約の申込みをするために訪問する旨および訪問日を通知して、その営業店の窓口で保険契約の申込みをした場合には、クーリング・オフの適用対象とされる。
2. 保険募集代理店である金融機関の職員から変額個人年金保険の勧誘を受け、申込者の勤務する職場で保険契約を締結し、それと同時に保険会社の口座に保険料を振り込むようにその職員に依頼した場合には、クーリング・オフの適用対象とされる。
3. 保険期間が「1年以下」の保険契約は、クーリング・オフの適用対象である。
4. 変額個人年金保険の申込者が郵便を利用する方法（通信販売等）により保険契約の申込みをした場合には、クーリング・オフの適用対象とされる。

(18) 金融商品取引法における金融商品取引業の登録等について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 匿名組合契約形式の集団投資スキームの営業者が、匿名組合への出資募集のため、自ら適格機関投資家以外の50名以上の投資家から出資を受けるには、金融商品取引業の登録が必要となる。
2. 株式会社が増資を行うに際し、その会社が投資家に対して株式の引受けを勧誘する行為は、金融商品取引業に該当しない。
3. 有価証券に対する投資を行う匿名組合契約形式の集団投資スキームにおいて、その営業者が登録を受けた投資運用業者との間で投資一任契約を締結し、運用の全部を委託する場合には、自ら金融商品取引業の登録を受ける必要はなく、また、当該投資一任契約の概要を出資契約等において投資家に示す必要もない。
4. 有価証券に対する投資を行う匿名組合契約形式の集団投資スキームにおいて、その営業者は、一定の条件を満たせば、内閣総理大臣に届け出ることによって、金融商品取引業の登録を受けることなく、新たな出資を勧誘できる。

- (19) 個人顧客Aは、金融商品販売業者等である甲社の販売担当者Bから、市場リスクによる損失が生じる金融商品の説明を受け、これを購入した。これに関し、次のア～ウの記述のうち、適切なものはいくつあるか。1～4のなかから選びなさい。

ア Aが、Bから、「市場見通しからみて、当社で販売している株式投資信託は将来必ず値上がりする」旨の説明を受けて、誤認して契約を締結した場合には、Aは、金融商品販売法の定めに従って当該契約を取り消すことができる。

イ BがAに対して、元本欠損が生ずるおそれがある旨を適合性の原則に従い説明したとは認められない場合には、Aは、これにより生じた損害について、金融商品販売法の定めに従ってBと甲社双方に対して賠償請求をすることができる。

ウ Bが実際のデータを改ざんした為替相場の変動表を作成し、これに基づいて、「将来、当社で販売している外債ファンドは必ず値上がりする」旨をAに対して説明し、Aは契約を締結するに至った。その後、Aが元本がほとんどなくなる損失を被った場合、Bおよび甲社双方ともに、刑法の詐欺罪に問われる可能性がある。

1. 0
2. 1つ
3. 2つ
4. 3つ

- (20) 一般投資家と締結する特定預金等契約の取扱いについて、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 特定預金等には、投資性の強い預金や満期が5年以上の円貨定期預金が含まれる。
2. 特定預金等の契約締結前交付書面には、一般の預金等について情報提供が求められる「金利や手数料等」に加え、「その書面をよく読むべき旨」、「元本損失が生ずるおそれがある場合における原因となる指標・理由」を記載すれば足りる。
3. すでに締結している特定預金等契約の契約内容の一部を変更する場合であり、かつ、顧客に対し変更事項を記載した書面（契約変更書面）を交付している場合には、契約締結前交付書面を交付しなくてもよい。
4. 特定預金等契約を締結する際に、過去1年以内に同一内容の特定預金等契約を締結して契約締結前交付書面を交付したことがある場合でも、顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思表示がない限り、改めて契約締結前交付書面を交付しなくてはならない。

金融商品コンサルティング業務編

1. 問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。

金融商品の販売等に関する法律＝金融商品販売法

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律＝独占禁止法

2. 問題文中の「一般投資家」は、金融商品取引法で規定する「特定投資家」以外の投資家をいいます。

【第3問】 次の各問(21)から(35)まで)について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔15問〕

(21) 外貨定期預金の為替変動リスク等について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 預入時と満期時で為替相場がまったく変動しなかった場合には、一般に、円ベースの利回りは外貨預金の利率と同じになる。
2. 一般に、経済成長率が高い国の通貨により外貨預金を設定することは、将来、円高になりやすいため、避けたほうがよい。
3. 判定日における為替相場により元利金を円貨または外貨で受け取る「円転に関する特約」を付した外貨定期預金を、一般に特約付外貨定期預金と呼んでおり、これは為替変動リスクをすべて回避した商品である。
4. 高金利通貨による外貨定期預金の預入れと同時に先物為替予約を付した場合、その時点で利回りを確定できるが、理論的には、「円建て換算した外貨定期預金の利回り」と「同じ預入期間の円貨定期預金の利回り」の差は小さくなるため、高金利による顧客のメリットは減殺されてしまう。

(22) 個人向け国債の中途換金について、次のうち最も適切なものはどれか。なお、口座管理手数料等は考慮しないものとする。

1. 個人向け国債(変動金利型・10年)は、購入後1年経過すれば政府が額面で中途換金に応じるが、額面金額から中途換金調整額が差し引かれるため、購入後1年で中途換金した場合は、換金金額と受取利子相当額の合計額が投資元本(額面金額)を下回ることがある。
2. 個人向け国債(固定金利型・5年)は、購入後2年経過しない限り、理由のいかんにかかわらず中途換金することができない。
3. 個人向け国債は、最低額面金額1万円から購入することができるが、中途換金する場合には10万円単位の整数倍で一部または全額を換金することになる。
4. 個人向け国債(変動金利型・10年)を購入後、第2期利子支払日経過後に中途換金した場合の換金金額は、「額面金額 + 経過利子相当額 - 直前2回分の各利子(税引前)相当額 × 0.8」となる。

(23) 老後資金設計の一般的な考え方について、次のうち最も適切なものはどれか。なお、計算が必要な選択肢については、年金現価係数(20年, 2%, 16.351), 年金終価係数(20年, 2%, 24.297), 減債基金係数(10年, 2%, 0.091), 資本回収係数(10年, 2%, 0.111)を参考にすること。

1. 60歳台での資金設計は、自分自身の老後生活を支える資金が不十分な場合であっても、次の世代により多くの資産を残すことが重要なテーマであるため、ハイリターン商品を中心に運用する必要がある。
2. 将来、老後の生活資金として、一定利率で複利運用しながら一定額の年金を毎年受け取るために、現時点で必要な元本を試算する場合には、年金終価係数を用いて算出する。
3. 老後の生活資金として、60歳から80歳までの20年間、年2%で複利運用しながら毎年50万円を年金として受け取るためには、60歳時点で約818万円が必要である。
4. 60歳時点で1,500万円を準備するためには、50歳から10年間、年2%で複利運用しながら毎年約111万円を積み立てればよい。

(24) 金融商品取引法における特定投資家制度について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 適格機関投資家は、一般投資家に移行できない。
2. 資本金の額が10億円の株式会社は、一般投資家に移行できない。
3. 地方公共団体は、一般投資家に移行できない。
4. 預金保険機構は、一般投資家に移行できない。

(25) X銀行の資産運用相談担当者Aが、顧客Bに対して、銀行法上の特定預金等であるデリバティブ預金を勧誘、販売する際に、銀行法が準用する金融商品取引法上の行為規制について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 銀行法は、金融商品取引法上の特定投資家制度を準用しているため、Bが特定投資家である場合には、適合性の原則は適用されない。
2. 銀行法は、金融商品取引法上の取引態様の事前明示義務を準用しているため、Aは、Bが一般投資家である場合には、Bに事前にX銀行自身が相手方となるのかまたは媒介、取次ぎ、代理なのかを説明しなくてはならない。
3. 銀行法は、金融商品取引法上の契約締結前の書面交付義務を準用しているため、Aは、Bが一般投資家である場合には、原則としてBに契約締結前交付書面を交付しなくてはならない。
4. 銀行法は、金融商品取引法上の契約締結時の書面交付義務を準用しているため、Aは、Bが一般投資家である場合には、原則としてBに契約締結時交付書面を交付しなくてはならない。

(26) 損害保険契約の更改，異動における金融商品販売法上の重要事項の説明義務等について，次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 自動継続特約が付帯しない損害保険契約を更改する場合，金融商品販売法上の「金融商品の販売」に該当し，原則として重要事項の説明義務がある。
2. 日本損害保険協会の「『金融商品の販売等に関する法律』への対応の考え方」によれば，自動継続特約が付帯する損害保険契約を同一商品にて更改する場合でも重要事項の説明義務はあるが，重要事項に変更がなく，自動継続特約と重要事項に関する説明を初年度に行っていたら，更改ごとに行うべき説明を初年度販売時に行っていると解釈することが可能であるとしている。
3. 損害保険契約の対象の変更（たとえば自動車保険において，補償の対象となる車両の変更）といった保険契約の異動の場合は，金融商品販売法が定める重要事項の変更であるので，原則として重要事項の説明義務がある。
4. 損害保険代理店は，所属損害保険会社と雇用関係ではなく委託関係にあるため，損害保険代理店自身が金融商品販売業者等として，原則として重要事項の説明義務を負う。

(27) 金融商品販売法における勧誘方針の策定等について，次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品販売業者等が，自動送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に無線通信または有線電気通信の送信を行うこと）のみにより金融商品の販売等を行う場合には，勧誘方針を自動送信する方法により公表することが認められている。
2. 勧誘方針として策定すべき内容には，「勧誘の対象となる者の知識，経験，財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項」が含まれているが，これは，適合性の原則に照らして配慮すべき事項のことである。
3. 勧誘方針は，販売する個々の金融商品の種類ごとに策定することが金融商品販売法により義務付けられている。
4. 勧誘方針を策定しなかった場合でも，金融商品販売業者等は，勧誘方針を策定しなかったことを理由に罰金などの刑事罰に処せられることはない。

(28) 金融商品の勧誘，販売に適用される各法令の関係等について，次のうち最も適切なものはどれか。

1. 「金融商品取引法における契約締結前交付書面に記載すべき内容」と「金融商品販売法において金融商品販売業者等に課せられている説明義務の内容」は異なっているので，法令により，別々の書面によって説明しなければならない。
2. 金融商品販売法における説明義務違反があった場合，金融商品販売業者等は損害賠償責任を負うほか，同法の定めに従って業務停止などの監督上の処分を受ける。
3. 顧客に対し，不確実な事項について断定的判断を提供することは，金融商品販売法，消費者契約法，金融商品取引法のすべての法律によって禁止事項とされており，このうち消費者契約法は，事業者がこれに違反した場合の刑事罰についても定めている。
4. 金融商品取引法は，金融商品取引契約の締結またはその勧誘に関して，顧客に対し虚偽のことを告げる行為を禁止しているが，金融商品取引業者等が，これに違反した場合，同法によって刑事罰の対象となる。

(29) 預金について銀行が行う広告等の規制について，次のうち最も適切なものはどれか。

1. 銀行は，特定預金等契約の締結に関して広告行為を行う場合には，銀行である旨および当該銀行が取得している銀行業の免許に関する情報を表示しなければならない。
2. 預金者等が預入期間の途中で解約をした場合に違約金その他これに準ずるものを支払うこととなる預金等であって，当該違約金等の額を当該解約のときにおける当該預金等の残高から控除した金額が，金利，通貨の価格，金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により預入金額を下回ることとなるおそれが低いものは，特定預金等には該当しないため，銀行法により準用される金融商品取引法に基づく広告等に関する規制は適用されない。
3. 銀行が預入期間を延長する権利を有する外貨預金の内容について広告を行うに際しては，当該権利が行使された場合に当該外貨預金の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨を表示しなければならない。
4. 銀行が，ある外貨預金の周知宣伝を目的として小さな熊のぬいぐるみを作成した。このような販促品についても，金融商品取引法の広告等規制が準用されるものの，その特性から表示すべき事項のすべてを表示することが實際上困難なので，当該外貨預金契約の名称を当該販促品または当該販促品と一体となる付属物に表示すれば足りる。

(30) 生命保険募集人について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品説明会において一般的な保険商品の仕組み、活用法などについての説明のみを行う者は、基本的に生命保険募集人の登録は不要と考えられる。
2. 生命保険募集人は、その所属する保険会社等に代わって、生命保険契約の締結に関し、いっさいの裁判外の行為を行う権限を有するものとみなされる。
3. 個人がいったん破産者になると、その後は復権を得たとしても、生命保険募集人としての登録を拒否される。
4. 所属保険会社等は、生命保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負うが、この所属保険会社等の責任は無過失責任であって、免責されることはない。

(31) 金融商品販売法における金融商品販売業者等の重要事項の説明義務について、次のア～ウの記述のうち、適切なものはどれか。1～4のなかから選びなさい。

- ア 金融商品販売業者等は、個人顧客で、純資産額・投資性のある金融資産額が各3億円以上であり、最初の金融商品取引契約から1年以上経過していることが確認できれば、重要事項の説明をしなくてよい。
- イ 金融商品販売業者等が、資本金5億円以上の株式会社から、金融商品取引法上の特定投資家以外の顧客（一般投資家）として取り扱うように申出を受けこれを承諾した場合には、重要事項の説明義務は免除されない。
- ウ 金融商品販売業者等は、外貨預金を販売する際に、顧客（特定顧客等を除く）から、「今後は重要事項について説明は不要である」旨の意思表示があった場合には、商品性が異なる別の金融商品を販売する際、顧客が当該金融商品のリスクや仕組みを理解していないと合理的に疑われる場合であっても、重要事項の説明は不要である。

1. 適切な記述は、アのみである。
2. 適切な記述は、イのみである。
3. 適切な記述は、アとイである。
4. 適切な記述は、アとウである。

- (32) 銀行法における情報提供義務について、次のア～ウの記述のうち、適切なものはどれか。1～4のなかから選びなさい。

ア 銀行は、その取り扱う投資信託等が預金等と誤認されないように、適切な方法により、顧客に説明することが義務づけられている。

イ 銀行は、一定の市場デリバティブ取引と預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明をすることが義務づけられている。

ウ 銀行は、預金等について、顧客に対し、預入期間、利息の設定方法、手数料、付加することのできる特約に関する事項、預入期間の中途での解約時の取扱い等の商品情報に関する情報提供をすることが義務づけられている。

1. 適切な記述は、アとウのみである。
2. 適切な記述は、アのみである。
3. 適切な記述は、イとウのみである。
4. 適切な記述は、アとイとウである。

- (33) 金融商品取引法において、事故確認を受けずに損失を補てんすることができる場合について、次のア～ウの記述のうち、適切なものはどれか。1～4のなかから選びなさい。

ア 金融商品取引業者等は、顧客との間の紛争について和解（裁判上の和解を除く）が成立している場合には、当該和解の手続について弁護士または司法書士が代理してさえいれば、事故確認を受けなくても損失を補てんすることができる。

イ 金融商品取引業者等は、顧客との間の紛争について裁判所の確定判決を得ている場合には、事故確認を受けなくても損失を補てんすることができる。

ウ 金融商品取引業者等は、顧客との間の紛争について弁護士会が設置する仲裁センターにおけるあっせんによる和解が成立している場合や同センターによる仲裁判断がされている場合にも、事故確認を受けなくても損失を補てんすることができる。

1. 適切な記述は、アとイのみである。
2. 適切な記述は、イとウのみである。
3. 適切な記述は、イのみである。
4. 適切な記述は、アのみである。

- (34) 特定預金等に係る契約締結前交付書面の一般投資家に対する交付義務について、次のア～ウの記述のうち、適切なものはどれか。1～4のなかから選びなさい。

- ア 銀行は、外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前1年以内に当該顧客に外貨預金等書面を交付している場合は、その顧客の意思にかかわらず、契約締結前交付書面を交付しなくてもよい。
- イ 特定預金等契約の締結につき、銀行が、契約締結前交付書面の記載事項の一部のみを記載した書面を説明資料として顧客に交付したとしても、別の機会に、残りの記載事項を記載した書面を顧客に交付すれば、契約締結前交付書面の交付義務を履行したことになる。
- ウ 銀行は、すでに成立している特定預金等契約の一部変更を内容とする特定預金等契約を締結しようとする場合において、当該変更に伴いすでに成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないときは、顧客に対し、改めて契約締結前交付書面を交付しなくてもよい。

1. 適切な記述は、アとウのみである。
2. 適切な記述は、ウのみである。
3. 適切な記述は、イのみである。
4. 適切な記述は、アとイとウである。

- (35) 金融商品取引法における認定投資者保護団体について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 認定投資者保護団体は、有価証券の売買その他の取引およびデリバティブ取引等を公正かつ円滑にし、ならびに金融商品取引業の健全な発展および投資者の保護に資することを目的とする法人等である。
2. 認定投資者保護団体は、金融商品取引業者または金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に対する苦情の解決などを業務とする。
3. 認定投資者保護団体は、金融商品取引業者または金融商品仲介業者の行う金融商品取引業に争いがある場合のあっせんなどを業務とする。
4. 2008年10月1日現在、社団法人生命保険協会、社団法人日本損害保険協会は認定投資者保護団体の認定を受けているが、全国銀行協会は認定を受けていない。

【第4問】 次の各文章(36)から(50)までの()内に入るべき最も適切な文章、語句、数字またはその組合せを選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔15問〕

(36) 一般に、投資において、期待リターンの高いものほど、より大きな利益が期待できるが、その反面、リスクが高いため、大きな損失を被る可能性もある。ここでいうリスクとは、将来のリターンについての(ア)を意味している。先物為替予約を付していない外貨預金は、外貨での元本が保証されているが、為替相場の変動による価格変動リスクがある。債券は、金利が上昇した場合には、クーポンレートが(イ)ほど、また、償還までの期間が長いほど、債券価格は大きく下落するという金利変動リスクがある。また、一般に、複数の資産を組み入れたポートフォリオにおいては、組み入れた資産間の相関係数が(ウ)の場合には、ポートフォリオ全体のリスクが小さくなる。

- | | | |
|------------|-------|----|
| 1. ア損失の可能性 | イ高い債券 | ウ負 |
| 2. ア不確実性 | イ高い債券 | ウ正 |
| 3. ア不確実性 | イ低い債券 | ウ負 |
| 4. ア損失の可能性 | イ低い債券 | ウ正 |

(37) 償還期間10年、発行価格99.5円、クーポンレート1.8%の利付国債を購入した場合の応募者利回りは、(ア)%になる。仮に、当該国債を購入1年後に市場金利が0.5%上昇して2.3%になった場合、債券価格は、(イ)円に下落する可能性がある。また、償還期間5年、発行価格99.8円、クーポンレート1.3%の利付国債を購入した場合の応募者利回りは、(ウ)%になる。同様に購入1年後に市場金利が0.5%上昇して1.8%になった場合、債券価格は98.13円に下落する可能性がある。(なお、計算に際し、小数点以下第3位を四捨五入すること)

- | | | |
|----------|--------|-------|
| 1. ア1.84 | イ95.93 | ウ1.34 |
| 2. ア1.84 | イ96.27 | ウ1.35 |
| 3. ア1.86 | イ95.93 | ウ1.35 |
| 4. ア1.86 | イ96.27 | ウ1.34 |

(38) 公的年金の給付水準低下など、独身期から計画的に老後資金を準備する必要性が高まっているが、長期にわたる資金準備にあたり、最も考慮すべきリスクの1つとして、(ア)がある。株式や株式投資信託などの投資型商品で自ら老後資金を準備する場合は、家族形成期に比べ、一般にリスク許容度が(イ)という独身期の特性を活かすことも可能である。また、企業年金も資金準備の手段の1つとなりうるほか、自営業者の場合には、(ウ)の利用を検討するのも1つの方法である。

- | | | |
|-------------|-----|---------------|
| 1. アインフレリスク | イ高い | ウ確定拠出年金の個人型年金 |
| 2. ア流動性リスク | イ低い | ウ国民年金基金 |
| 3. アインフレリスク | イ低い | ウ厚生年金基金総合型 |
| 4. ア流動性リスク | イ高い | ウ確定拠出年金の企業型年金 |

(39) 金融商品取引法上、金融商品取引業者等は、一般投資家に移行できる特定投資家から金融商品取引契約の申込みを受けた場合、(ア)ごとに判断して、初めての金融商品取引契約を締結しようとする場合には、当該申込みに係る金融商品取引契約(イ)までに、その特定投資家に対して、特定投資家から一般投資家への移行に係る申出ができる旨を告知しなければならない。この告知の対象となる特定投資家の例としては、(ウ)がある。

- | | | |
|-----------------|-----------|----------|
| 1. ア個別の金融商品取引契約 | イを締結する | ウ上場会社(注) |
| 2. ア金融商品取引契約の種類 | イを締結する | ウ上場会社(注) |
| 3. ア金融商品取引契約の種類 | イの勧誘を開始する | ウ適格機関投資家 |
| 4. ア個別の金融商品取引契約 | イの勧誘を開始する | ウ適格機関投資家 |

(注)「金融商品取引所に上場されている株式の発行者である会社」を指します。

(40) 金融商品販売法上、金融商品販売業者等は、顧客が同法にいう「特定顧客」である場合には、(ア)が免除される。この特定顧客は、金融商品の販売等に関する専門的知識および経験を有する者として政令で定める者とされているが、それには金融商品販売業者等や(イ)が該当する。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1. ア重要事項の説明義務 | イ金融商品取引法に規定する特定投資家 |
| 2. ア重要事項の説明義務 | イ金融資産が1億円以上の個人 |
| 3. ア勧誘、販売に関する損害賠償責任 | イ金融商品取引法に規定する特定投資家 |
| 4. ア勧誘、販売に関する損害賠償責任 | イ金融資産が1億円以上の個人 |

(41) 金融商品販売法は、民法の不法行為の特則として、金融商品販売業者等が、顧客に対し、同法上の重要事項の説明を怠った場合の金融商品販売業者等の損害賠償責任を定めており、損害賠償責任については、同法の規定（ ア ）。

金融商品販売業者等は、同法上の重要事項の説明を怠ったときは、説明を怠ったことについて故意または過失（ イ ）、同法上の損害賠償責任を負う。同法は、損害額に関する（ ウ ）規定を設けているので、損害を被った顧客は、損害額や説明義務違反と損害の間の因果関係を具体的に立証する必要はない。

- | | | |
|---------------------|------------|------|
| 1. アにより、民法の規定は排除される | イがあった場合に限り | ウみなし |
| 2. アによるほか、民法の規定による | イの有無にかかわらず | ウ推定 |
| 3. アにより、民法の規定は排除される | イの有無にかかわらず | ウ推定 |
| 4. アによるほか、民法の規定による | イがあった場合に限り | ウみなし |

(42) 金融商品取引業者等が、その行う金融商品取引業の内容について広告等を行う場合には、当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業の内容に関する事項であって、（ ア ）に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものを表示しなければならない。

たとえば、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、「（ イ ）」および「（ イ ）に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由」を記載しなければならない。また、当該金融商品取引業者等が金融商品取引業協会に加入している場合にあっては、その旨および当該金融商品取引業協会の（ ウ ）についても表示しなければならない。

- | | | |
|-----------------------|--------|-----------|
| 1. ア顧客の判断 | イ当該指標 | ウ連絡先および名称 |
| 2. ア金融商品取引業者等の金融商品の販売 | イ信用リスク | ウ連絡先および名称 |
| 3. ア顧客の判断 | イ当該指標 | ウ名称 |
| 4. ア金融商品取引業者等の金融商品の販売 | イ信用リスク | ウ名称 |

(43) 契約締結前交付書面の作成にあたっては、内閣府令において、(ア)が指定されているので注意が必要である。また、契約締結前交付書面においては、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料等についての記載が求められるところ、一定の金融商品においては手数料等を表示することが困難なため、手数料等の上限額や計算方法などを記載することができない場合にあってはその旨およびその(イ)のみを記載することも認められている。なお、広告等と契約締結前交付書面の記載事項との関係を見ると、(ウ)においては手数料等の上限額または計算方法等の概要などを表示すれば足りるなどといった違いがある。

- | | | |
|----------------------|------|------------|
| 1. ア書面の大きさ(判型) | イ理由 | ウ広告等 |
| 2. ア一定の事項について記載すべき順序 | イ概算額 | ウ契約締結前交付書面 |
| 3. ア一定の事項について記載すべき順序 | イ理由 | ウ広告等 |
| 4. ア書面の大きさ(判型) | イ概算額 | ウ契約締結前交付書面 |

(44) 投資信託協会では、投資信託の目論見書について、その作成にあたってのガイドラインを定めている。同ガイドラインでは、基本原則として、目論見書の記載情報が(ア)の記載情報の「虚偽の記載があり、または記載すべき内容の記載が欠けている目論見書」とならないよう留意する旨等が定められている。また、ディスクロージャーの充実の一環として、ファンド・オブ・ファンズの場合には、投資対象資産の項目において、純資産総額の(イ)を超えて投資する投資対象ファンドの名称、運用の基本方針、(ウ)を記載することも定められている。

- | | | |
|-------------|------|--------------------|
| 1. ア有価証券届出書 | イ10% | ウ運用実績および手数料 |
| 2. ア有価証券報告書 | イ50% | ウ主要な投資対象および手数料 |
| 3. ア有価証券報告書 | イ50% | ウ運用実績および委託会社の名称 |
| 4. ア有価証券届出書 | イ10% | ウ主要な投資対象および委託会社の名称 |

(45) 登録金融機関による投資信託等の販売業務において、融資業務を通じた影響力を背景として取引を強制するといった顧客に対する不当な行為は、金融商品取引法および内閣府令で禁止されているだけでなく、(ア)上も問題となる。金融庁の「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」においては、こうした(イ)となる行為の1つとして、「顧客に対し、金融商品取引契約の締結に応じない場合には、融資等兼業業務に係る取引を取りやめる旨又は当該業務に係る不利な取扱いをする旨を示唆し、金融商品取引契約を締結することを事実上余儀なくさせていないか」と定め、いわゆる(ウ)を禁止している。

- | | | |
|-------------|-----------|-----------|
| 1. ア金融商品販売法 | イ優越的地位の濫用 | ウ融資等の便宜供与 |
| 2. ア独占禁止法 | イ利益相反 | ウ融資等の便宜供与 |
| 3. ア独占禁止法 | イ優越的地位の濫用 | ウ抱き合わせ販売 |
| 4. ア金融商品販売法 | イ利益相反 | ウ抱き合わせ販売 |

(46) 金融商品取引法に定められている「適合性の原則」に関して、日本証券業協会の「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」においても、「協会員は、顧客の投資経験、(ア)、資力等を十分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行うよう努めなければならない」と規定されている。顧客の実情を把握する手段の1つとして、この規則では、顧客カードの整備を定めている。顧客カードの記載事項としては、氏名または名称、住所または所在地および連絡先、生年月日(顧客が自然人の場合)、(イ)、(ア)、資産の状況、投資経験の有無、取引の種類、(ウ)、その他各協会員において必要と認める事項と定められている。

- | | | |
|----------|-------|-----------|
| 1. ア投資目的 | イ家族構成 | ウ本人確認方法 |
| 2. ア投資金額 | イ家族構成 | ウ顧客となった動機 |
| 3. ア投資金額 | イ職業 | ウ本人確認方法 |
| 4. ア投資目的 | イ職業 | ウ顧客となった動機 |

(47) 金融商品取引法上、投資助言業務のみを行う金融商品取引業者等については、顧客に生じた損失が事故に起因する場合には損失補てんを行うことが認められているが、この場合には当局による事故の確認を(ア)。また、投資助言業務に関して、顧客に対し金銭または(イ)を貸し付けることや、顧客への第三者によるそれらの貸付について媒介、取次もしくは代理を行うことも原則として禁止されており、さらに、投資助言を受けた顧客が行う取引に関する情報を利用して、当該金融商品取引業者等が(ウ)の計算により有価証券の売買その他の取引等を行うことも禁止されている。

- | | | |
|----------|-------|---------|
| 1. ア要しない | イ不動産 | ウ他人(顧客) |
| 2. ア要しない | イ有価証券 | ウ自己 |
| 3. ア要する | イ不動産 | ウ他人(顧客) |
| 4. ア要する | イ有価証券 | ウ自己 |

(48) 金融庁の「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」では、適合性原則に関する「主な着眼点」として、顧客の投資意向、投資経験等の顧客属性等について、(ア)等の整備とあわせその適時の把握に努めるとともに、投資勧誘にあたっては、当該顧客属性等に則した適正な勧誘に努めるよう役職員に徹底すること、内部管理部門において、顧客属性等の把握の状況および(イ)の状況を把握するように努め、必要に応じて、顧客属性等に照らして適切な勧誘が行われているか等についての検証を行うとともに、(ウ)の見直しを行うことなどを求めている。

- | | | |
|---------------|------------|------------|
| 1. ア顧客カード | イ顧客情報の管理 | ウ顧客情報の管理方法 |
| 2. ア契約締結時交付書面 | イ顧客情報の管理 | ウ組織体制 |
| 3. ア顧客カード | イ適合性の原則の確認 | ウ組織体制 |
| 4. ア勧誘方針 | イ適正な投資勧誘 | ウ顧客情報の管理方法 |

(49) 金融商品取引業者等との間で、(ア)を締結した顧客は、一定の場合を除き、(イ)を受領した日から起算して(ウ)を経過するまでの間、金融商品取引法に基づき、書面により当該金融商品取引契約の解除を行うことができる。これを、一般に金融商品取引法におけるクーリング・オフという。

- | | | |
|--------------|------------|------|
| 1. アデリバティブ契約 | イ契約締結前交付書面 | ウ7日 |
| 2. ア投資顧問契約 | イ契約締結時交付書面 | ウ10日 |
| 3. アデリバティブ契約 | イ契約締結時交付書面 | ウ7日 |
| 4. ア投資顧問契約 | イ契約締結前交付書面 | ウ10日 |

(50) 金融庁の「主要行等向けの総合的な監督指針」や「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」では、預金・リスク商品等の販売・説明態勢および相談・苦情処理機能について、顧客からの苦情やトラブルが多発している場合には、まず、マニュアル等の社内規則等の（ア）に対する周知・徹底状況を確認し、実施態勢面の（イ）を検証するよう求めている。また、説明態勢等の実効性を確保するため、検査・監査等の（ウ）が十分発揮されていることなどを求めている。

- | | | |
|----------|---------|----------------|
| 1. ア営業店 | イ原因と問題点 | ウ内部けん制機能 |
| 2. ア取締役会 | イ原因と問題点 | ウ内部けん制機能 |
| 3. ア営業店 | イリスクと結果 | ウ外部委託によるサポート機能 |
| 4. ア取締役会 | イリスクと結果 | ウ外部委託によるサポート機能 |